

# 中国における公共の場所の喫煙規制

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

## 【目次】

### はじめに

- I たばこ規制の基本政策
  - 1 2015年までの達成目標
  - 2 公共の場所での禁煙に向けた具体的な取組
- II 公共の場所での喫煙規制に関する法整備
  - 1 喫煙が規制される公共の場所
  - 2 法整備の概況
  - 3 公共場所衛生管理条例実施細則
  - 4 問題点と最近の動き
  - 5 地方の法整備状況

### おわりに

#### 翻訳：公共場所衛生管理条例実施細則

公共の場所における禁煙を指導幹部が率先垂範することに関する通知  
全国各級各類学校における禁煙関連事項に関する教育省の通知  
北京市の公共の場所の喫煙禁止に関する規定  
北京市の公共の場所の喫煙禁止範囲に関する若干の規定

### はじめに

中国は、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」（以下、「たばこ規制枠組条約」という。）を2005年8月28日に批准した（2006年1月9日発効）<sup>(1)</sup>。それを契機として、中国では、法整備を始めとするたばこ規制の取組が加速してきた。全国人民代表大会常務委員会は、条約批准と同時に、「たばこ規制枠組条約第16条第5項の規定<sup>(2)</sup>に基づき、中華人民共和国領域内においてたばこの自動販売機の使用を禁止する」との声明を出した<sup>(3)</sup>。2007年4月には、たばこ規制枠組条約の規定に従い総合的かつ長期的な観点からたばこ規制関連の諸政策を推進するため、関係8省庁からなる「たばこ規制枠組条約履行対策省庁間調整指導グループ」が組織され<sup>(4)</sup>、各方面でたばこ規制の強化が図られた。2008年の北京オリンピック、2010年の上海万博など大きな国際的イベントの開催を控えたこの時期に、特に重点課題と位置付けられたのが、公共の場所における喫煙規制である。

2012年12月、上記指導グループは「中国たばこ規制計画（2012-2015年）」<sup>(5)</sup>を策定し、全国

(1) 「全国人民代表大会常務委員会关于批准世界卫生组织《烟草控制框架公约》的决定」中国人大网〈[http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2005-08/28/content\\_5354872.htm](http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2005-08/28/content_5354872.htm)〉以下、インターネット情報は2014年4月10日現在である。

(2) たばこ規制枠組条約第16条第5項「締約国は、この条約に署名し、これを批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入する時に又はその後いつでも、拘束力のある書面による宣言を行うことにより、自国の管轄内におけるたばこの自動販売機の導入の禁止又は適当な場合にはたばこの自動販売機の全面的な禁止を約束することを明らかにすることができる。寄託者は、この5の規定に従って行われた宣言をこの条約のすべての締約国に送付する。」（外務省訳）外務省ホームページ〈[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159\\_17a.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_17a.pdf)〉

(3) 前掲注(1)

(4) 「国务院关于同意成立烟草控制框架公约履约工作部际协调领导小组的批复」2007年4月27日 国务院法制办公室〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/fgxwj/200704/20070400278521.shtml>〉同グループは、工業・情報化省、衛生省、外交省、財政省、税関総署、国家工商行政管理総局、国家品質監督検査検疫総局、国家たばこ専売局で構成される。

(5) 「关于印发《中国烟草控制规划（2012-2015年）》的通知」中华人民共和国国家卫生和计划生育委员会〈<http://www.nhfpc.gov.cn/zhuzhan/wsbmgz/201304/4f012dc811994a80ba121936b2640085.shtml>〉

の関係機関に通知した。それによれば、中国の成年<sup>(6)</sup>の喫煙人口は推計で3億人を上回り、特に成年男子の喫煙率は、近年低下傾向にはあるものの、2010年段階で52.9%に上っている<sup>(7)</sup>。13歳から18歳までの者の喫煙率も11.5%に上るとされる。同席者にたばこを勧めることを礼儀とする文化も伝統的に根強く、たばこ規制を強化するに当たっての障害の1つとなっている。公共の場所や職場での喫煙規制や分煙の取組も、一定の成果は上がっているものの不十分であり、受動喫煙による健康被害を減らすための対策は喫緊の課題である。計画は、このように現状を分析した上で、2015年までに取り組むべき課題と達成目標を示した。公共の場所における喫煙規制の強化は、この計画においても最重要課題の1つとされている。

本稿では、中国におけるたばこ規制の基本政策と、公共の場所での喫煙規制に関する法整備の概況及び最近の動きを紹介し、あわせて主な関係法規を訳出する。

## I たばこ規制の基本政策

現在の中国におけるたばこ規制の基本政策は、上述の「中国たばこ規制計画（2012-2015年）」の中で次のように示されている。

### 1 2015年までの達成目標

2015年までの主たる達成目標は、次の4項目である。

#### ①喫煙率の引下げ

予防重視の方針の下に、13歳から18歳まで

の喫煙率を、2010年の11.5%から8.5%以下に、成年の喫煙率を2010年の28.1%から25%以下にそれぞれ引き下げる。特に成年男子の喫煙率を大幅に引き下げる。

#### ②公共の場所での禁煙の全面的実施

たばこの煙のない環境づくりを促進し、屋内の公共の場所、屋内の職場及び公共交通機関は全面的に禁煙とし、受動喫煙の曝露率を2010年の72.4%から60%以下に引き下げる。

#### ③たばこの健康への害に対する国民意識の向上

喫煙及び受動喫煙による健康への害についての教育周知を一層強化し、喫煙及び受動喫煙が肺癌、心臓病、脳卒中等の疾病の原因となることを知っている国民の割合を2010年の25%以下から60%以上に引き上げる。

#### ④たばこ製品の不法な取引の取締り強化

偽造たばこ、密輸等に対する取締りを強化し、不法なたばこの国内市場に占める割合を4%以下とする。

## 2 公共の場所での禁煙に向けた具体的な取組

上記の2015年までの達成目標のうち、2番目の「公共の場所での禁煙の全面的実施」に関しては、たばこ規制枠組条約第8条第2項の規定<sup>(8)</sup>を踏まえ、次の3項目が具体的な取組として掲げられている。

#### ①公共の場所での禁煙に関する法規の整備と適正化

公共の場所での禁煙を規定する法律の制定に向けた検討を行い、地方における関係立法を加速するよう促す。また、喫煙規制の実効性を高めるため、関係省令・規則等を見直す。

(6) 中国において成年とは満18歳以上の者をいう。

(7) 成年女子の喫煙率は2010年段階で2.4%である。

(8) たばこ規制枠組条約第8条第2項「締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。」(外務省訳) URLは前掲注(2)参照。

②公共の場所での禁煙に関する法執行力の強化  
公共の場所での禁煙に関する法執行を厳格化し、法執行のための要員を拡充する。喫煙規制の監督・検査の実施に当たっては、民間団体、メディア及び市民の積極的な参加を促す。

### ③たばこの煙のない環境づくりの促進

医療機関、学校、オフィスビルについては、率先してたばこの煙のない施設づくりを行う。公共の場所における禁煙区域を徐々に拡大し、たばこの煙のない大型イベントの実現に努力し、屋内の公共の場所、屋内の職場及び公共交通機関においては喫煙の全面的な禁止を段階的に実現する。

## II 公共の場所での喫煙規制に関する法整備

### 1 喫煙が規制される公共の場所

喫煙が規制される公共の場所の定義については、1987年4月1日公布・施行の「公共場所衛生管理条例」<sup>(9)</sup>に規定がある。同条例は、第2条において、7分類した計28の施設を公共の場所として列挙し<sup>(10)</sup>、第3条において、公共の場所では①空気及び微気候（湿度、温度、風速）、②水質、③採光及び照明、④騒音、⑤顧客の使用に供する用具及び衛生施設の5項目について、国の衛生に関する基準及び要求に合致させなければならないと規定している。ただし、同条例には喫煙についての具体的な言及はない。

一方、経済発展に伴い社会情勢が変化する中で、同条例に列挙された28の施設のみを対象とするのでは、十分な喫煙規制の効果を期待することができなくなっている。そのため、最近制定された地方の喫煙規制関連法規などでは、公共の場所の範囲をより広く、対象をより具体的に規定するようになっている。

## 2 法整備の概況

中国には、喫煙規制に関する単独の法律はない。公共の場所における喫煙規制について、現行法では、「たばこ専売法」<sup>(11)</sup>と「未成年者保護法」<sup>(12)</sup>に次のような規定がある。<sup>(13)</sup>

### たばこ専売法

**第5条第2項** 国及び社会は、喫煙が健康に有害であることについての広報及び教育を強化し、公共交通機関及び公共の場所における喫煙を禁止し、又は制限し、青少年に対しては、喫煙をやめるよう説得し、小中高校生に対しては、喫煙を禁止するものとする。

### 未成年者保護法

**第37条第2項** 何人も、小中高校、幼稚園及び託児所の教室、寝室、活動室その他の未成年者が集中して活動する場所において喫煙し、又は飲酒してはならない。

(9) 「公共場所衛生管理条例」国务院法制办公室 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/xzfg/198704/19870400267954.shtml>>

(10) ①ホテル、レストラン、旅館、宿泊所、簡易旅館、喫茶店、バー、喫茶室、②公共浴場、理髪店、美容院、③映画館・劇場、映写ホール（室）、娯楽ホール（室）、ダンスホール、音楽ホール、④スタジアム（体育館）、プール（水泳施設）、公園、⑤展示館、博物館、美術館、図書館、⑥マーケット（商店）、書店、⑦病院の待合室、駅（空港、港）の待合室、公共交通機関。

(11) 「中华人民共和国烟草专卖法」国务院法制办公室 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/199106/19910600267312.shtml>>

(12) 「中华人民共和国未成年人保护法」同上 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/201210/20121000381414.shtml>>

(13) 未成年者の喫煙禁止については、未成年者保護法第37条第1項「未成年者に対したばこ及び酒を販売することは、これを禁止する。経営者は、未成年者に対したばこ及び酒を販売しない旨の標識を目立つ位置に設置しなければならない。成年であるか否かを判別し難い者については、その者に対し身分証明書を提示するよう求めなければならない。」、未成年者犯罪予防法（「中华人民共和国预防未成年人犯罪法」）第15条「未成年者の父母その他後見人及び学校は、未成年者が喫煙し又は酩酊してはならない旨を教育しなければならない。いかなる経営場所も、未成年者に対したばこ及び酒を販売してはならない。」の規定がある。

中国で現在、公共の場所での喫煙規制の根拠規定と位置付けられているのは、2011年に改正された「公共場所衛生管理条例实施细则」<sup>(14)</sup>である（詳細は次節参照）。そのほか、「全国医療衛生機関の2011年からの全面禁煙に関する決定」<sup>(15)</sup>、「学校における喫煙規制の一層の強化に関する意見」<sup>(16)</sup>、「映画及びテレビドラマの喫煙場面の厳格な規制に関する通知」<sup>(17)</sup>等により、各分野で喫煙規制の施策が強化されている。

### 3 公共場所衛生管理条例实施细则

1991年に制定された「公共場所衛生管理条例实施细则」は、附則の中で「公共場所衛生管理条例」に定める公共の場所の主な衛生指標が具体的に示され、一部の公共の場所については喫煙を禁止することが明記されていた<sup>(18)</sup>。

同細則は、2011年の改正により、第18条として公共の場所における喫煙規制についての明文規定を置いた。その内容は、①屋内の公共の場所では喫煙を禁止しその経営者は喫煙禁止の標識を設置しなければならないこと、②屋外の公共の場所では通行人が必ず通らなければならない通路に喫煙区域を設置してはならないこと、③公共の場所ではたばこの自動販売機を設置してはならないこと、④公共の場所の経営者は喫煙の健康への害についての広報と喫煙の制止を

行わなければならないことの4点である。

法的責任について、同細則は、公共の場所の経営者が規定に違反した場合の過料等を定めているが、禁煙区域での喫煙行為等に関しては規定が設けられていない。

### 4 問題点と最近の動き

公共の場所における喫煙規制を含め、中国でたばこ規制の立法化が進まない背景には、国内のたばこ産業との関係があるとされる。2010年現在、たばこ関係の税収は国の財政収入の約6%を占め、たばこ産業関連の従業者数は2000万人を上回っている。たばこ農家は貧困地域に多く、その地域経済はたばこ産業への依存度が高い。現状では、たばこ産業に対する規制強化は漸進的なものにならざるを得ない。<sup>(19)</sup>

そのため、中国政府は公共の場所での喫煙規制の取組において、国民の意識向上を特に重視している。喫煙の健康への害についての各種の啓発活動を強化するほか、最近では、2013年12月29日、公務員等が禁煙の模範を示すよう要求する通知「公共の場所における禁煙を指導幹部が率先垂範することに関する通知」<sup>(20)</sup>が中国共産党中央委員会と国務院から出された。また、2014年1月17日には、教育現場における禁煙を徹底するため、「全国各級各類学校にお

(14) 「公共場所衛生管理条例实施细则」国务院法制办公室 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/bmgz/201103/20110300354273.shtml>>

(15) 「关于2011年起全国医疗卫生系统全面禁烟的决定」(卫妇社发[2009]48号) 中华人民共和国国家卫生和计划生育委员会 <<http://www.nhfpc.gov.cn/zhuzhan/wsbmgz/201304/6c09ab2d9ed64d358ae69419290c34a3.shtml#>>

(16) 「教育部办公厅卫生部办公厅关于进一步加强学校控烟工作的意见」(教体艺厅[2010]5号) 中华人民共和国教育部 <[http://www.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe\\_946/201007/xxgk\\_92850.html](http://www.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe_946/201007/xxgk_92850.html)>

(17) 「广电总局办公厅关于严格控制电影、电视剧中吸烟镜头的通知」(2011年2月12日) 中华人民共和国国家新闻出版广电总局 <<http://www.sarft.gov.cn/articles/2011/02/12/20110212161525740226.html>>

(18) 映画館・劇場、映写ホール、音楽ホール、ダンスホール、音楽喫茶、娯楽ホール、体育館、図書館、博物館、美術館、マーケット、商店、書店、病院及び公共交通機関の待合室、鉄道客車・旅客船・旅客機の禁煙室について、場内、館内又は室内の喫煙禁止が明記されていた（公共場所衛生管理条例实施细则第28条、2011年失効の旧細則中の規定）。

(19) 前掲注(5)

(20) 「中共中央办公厅、国务院办公厅印发《关于领导干部带头在公共场所禁烟有关事项的通知》」中华人民共和国中央人民政府 <[http://www.gov.cn/zhengce/2013-12/29/content\\_2640100.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2013-12/29/content_2640100.htm)>

ける禁煙関連事項に関する教育省の通知<sup>(21)</sup>も出されている。

## 5 地方の法整備状況

### (1) 概況

公共の場所での喫煙規制に関する法整備は、地方が先行している。2006年1月のたばこ規制枠組条約の発効以降、公共の場所での喫煙規制に関する地方の法規が多数制定されている。既に1990年代に制定されていたものを、条約の規定に従って改正した例も少なくない。また、現行法規を補完するための新たな法規を制定した北京市のような例もある。

2006年以降に制定された主な法規としては、「北京市の公共の場所の喫煙禁止範囲に関する若干の規定」(2008年施行)<sup>(22)</sup>、「上海市公共场所喫煙規制条例」(2010年施行)<sup>(23)</sup>、「広州市喫煙規制条例」(2010年施行)<sup>(24)</sup>、「天津市喫煙規制条例」(2012年施行)<sup>(25)</sup>などがある。北京は北京オリンピック、上海は上海万博、広州はアジア競技大会が開催された年のそれぞれ開幕直前に施行されている。そのほか、四川省、杭州市、銀川市、ハルビン市、揚州市などでも、公共の場所での喫煙規制に関する法規が制定されている。

### (2) 北京市の状況

北京市における公共の場所の喫煙規制の根拠

法としては、「北京市の公共の場所の喫煙禁止に関する規定」(1996年5月15日施行)<sup>(26)</sup>がある。それに加えて、上述したとおり、この規定を補完するものとして2008年3月31日に「北京市の公共の場所の喫煙禁止範囲に関する若干の規定」が制定された。2008年の規定は、1996年の規定と比べ、喫煙が禁止される公共の場所の範囲が拡大し、禁煙区域の設置や分煙の徹底についての規定がより厳格なものとなっている。

また、北京市は2011年、「北京市喫煙規制条例」の制定に向けた検討を開始した。条例案は意見公募を経て現在ほぼ完成し、2014年中に北京市人民代表大会に提出され、早ければ2015年に成立する見込みである。条例案では、禁煙の範囲が2008年の規定よりも更に広げられ、罰則規定も大幅に強化されている。禁煙区域で喫煙し制止に従わなかった者に対する過料は、現行規定では10元であるが、条例案では200元以下とされている<sup>(27)</sup>。公共の場所の経営者が喫煙規制の規定に違反した場合の過料は、現行規定の5千元以下から条例案では3万元以下に引き上げられている。<sup>(28)</sup>

### おわりに

かつて喫煙大国と言われていた中国は、公共の場所における喫煙規制が進むにつれて様変わ

(21) 「教育部关于在全国各级各类学校禁烟有关事项的通知」(教基一函[2014]1号) 中华人民共和国教育部 <[http://www.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/s5972/201401/xxgk\\_163289.html](http://www.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/s5972/201401/xxgk_163289.html)>

(22) 「北京市公共场所禁止吸烟范围若干规定」首都之窗-北京市政务门户网站 <<http://zhengwu.beijing.gov.cn/fggz/zfgz/t947815.htm>>

(23) 「上海市公共场所控制吸烟条例」国务院法制办公室 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/dfg/200912/20091200308124.shtml>>

(24) 「广州市控制吸烟条例」同上 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/dfg/201006/20100600336734.shtml>>

(25) 「天津市控制吸烟条例」同上 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/dfg/201203/20120300373076.shtml>>

(26) 「北京市公共场所禁止吸烟的规定」首都之窗-北京市政务门户网站 <<http://zhengwu.beijing.gov.cn/fggz/bjdfgg/t889570.htm>>

(27) 上海市や天津市の現行条例では、50元以上200元以下の過料に処すると規定されている。

(28) 「单位个人控烟不力罚金拟倍增」首都之窗-北京市政务门户网站 <<http://zhengwu.beijing.gov.cn/gzdt/bmdt/t1343090.htm>>

りしつつある。一方、香港特別行政区は2006年に制定された「喫煙（公衆衛生）条例」<sup>(29)</sup>により、マカオ特別行政区は2011年に制定された「第5/2011号法律 喫煙の予防及び規制の制度」<sup>(30)</sup>により、それぞれ公共の場所における

喫煙規制を強化している。両特別行政区が先行する中で、中国政府も現在、喫煙規制に関する法案作成を急いでいるところである。

（おかむら しがこ）

---

(29) 「吸煙（公衆衛生）條例」中華人民共和國香港特別行政區政府律政司雙語法例資料系統〈[http://www.legislation.gov.hk/blis\\_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/43652F6E4225E3A6482575EE0076463A/\\$FILE/CAP\\_371\\_c\\_b5.pdf](http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/43652F6E4225E3A6482575EE0076463A/$FILE/CAP_371_c_b5.pdf)〉

(30) 「澳門特別行政區第5/2011號法律 預防及控制吸煙制度」澳門法律網〈[http://www.macaolaw.gov.mo/cn/search/load\\_content.asp?lang=chin&tpLeg=14&noLeg=5/2011](http://www.macaolaw.gov.mo/cn/search/load_content.asp?lang=chin&tpLeg=14&noLeg=5/2011)〉

# 公共場所衛生管理条例実施細則

公共場所衛生管理条例实施细则  
(2011年3月10日衛生省令第80号公布 2011年5月1日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子訳

## 【目次】

- 第1章 総則
- 第2章 衛生管理
- 第3章 衛生監督
- 第4章 法的責任
- 第5章 附則

## 第1章 総則

**第1条** 「公共場所衛生管理条例」の規定に基づき、この細則を制定する。

**第2条** 公共の場所の経営者は、経営活動において衛生関係の法律、行政法規、部門規則及び関連衛生基準・規範を遵守し、公共の場所の衛生知識についての広報を行い、伝染病を予防し及び公衆の健康を保障し、顧客に良好な衛生環境を提供しなければならない。

**第3条** 衛生省は、全国の公共の場所の衛生監督管理業務を主管する。

県級以上の地方各級人民政府の衛生行政部門は、当該行政区域の公共の場所の衛生監督管理業務に責任を負う。

国境の港及び出入国交通機関の衛生監督管理業務は、出入国検査検疫機関が関係法の規定に基づいて執行する。

鉄道部門に所属する衛生主管部門は、管轄範囲内の駅、待合室、鉄道客車及び主に当該系統の職員のためにサービスを提供する公共

の場所の衛生管理監督業務に責任を負う。

**第4条** 県級以上の地方各級人民政府の衛生行政部門は、公共の場所の衛生監督管理の必要性に基づき、公共の場所の衛生監督チーム及び公共の場所の衛生監視体系を整備し、並びに公共の場所の衛生監督計画を制定し、及び実施する。

**第5条** 公共の場所の業界団体が業界規律に関する教育を行うことを奨励し、及び支持し、公共の場所の経営者が法に基づいて経営を行うよう導き、業界の信頼醸成を促し、公共の場所に関する衛生知識を広報し、及び普及する。

**第6条** いかなる組織又は個人も、この細則に違反する行為について通報を行う権利を有する。通報を受けた衛生行政部門は、速やかに調査を行い、規定に基づいて回答しなければならない。

## 第2章 衛生管理

**第7条** 公共の場所の法定代表者又は責任者は、当該経営場所の衛生の安全に対する第一の責任者である。

公共の場所の経営者は、衛生管理部門を設立し、又は専任若しくは兼任の衛生管理要員を配置し、当該公共の場所の衛生業務に具体的な責任を負い、衛生管理制度及び衛生管理

文書ファイルを整備しなければならない。

**第8条** 公共の場所の衛生管理文書ファイルは、主に次の各号に掲げる内容を含まなければならない。

- (1) 衛生管理部門及び人員配置の状況並びに衛生管理制度
- (2) 空気、微気候（湿度、温度、風速）、水質、採光、照明及び騒音の測定状況
- (3) 顧客の使用に供する用品・用具の洗浄、消毒、交換及び検査の状況
- (4) 衛生施設の使用、保守及び検査の状況
- (5) 集中空調通風システムの洗浄及び消毒の状況
- (6) 従業者の健康検査並びに研修及び審査の実施状況
- (7) 公衆衛生用品の調達及び管理の状況
- (8) 公共の場所の健康被害事故緊急対応マニュアル又は同計画
- (9) 省、自治区又は直轄市の衛生行政部門が記録を求めるその他の事項

公共の場所の衛生管理文書ファイルは、専任者が管理し、分類して記録し、少なくとも2年間保存しなければならない。

**第9条** 公共の場所の経営者は、衛生研修制度を構築し、従業者に衛生関係の法律知識及び公共の場所の衛生知識について学習させ、かつ審査を行わなければならない。審査に合格していない者は、職務に就かせることができない。

**第10条** 公共の場所の経営者は、従業者に対して毎年健康検査を実施しなければならない。従業者は有効な健康合格証明を取得した後初めて職務に就くことができる。

赤痢、腸チフス、A型ウイルス性肝炎及びE型ウイルス性肝炎等の消化器系伝染病に

罹っている者、並びに活動性肺結核及び化膿性又は滲出性の皮膚病等の疾病に罹っている者は、治癒するまで直接顧客にサービスする業務に従事してはならない。

**第11条** 公共の場所の経営者は、公共の場所の空気の流通を保持しなければならない。屋内の空気の質は、国の衛生基準及び要求に合致していなければならない。

公共の場所で集中空調通風システムを採用するときは、公共の場所における当該システムに関する衛生規範及び規定に定める要求に合致させなければならない。

**第12条** 公共の場所の経営者が顧客に提供する生活飲用水は、国の生活飲用水衛生基準に合致していなければならない。プール（水泳施設）及び公衆浴場の水質は、国の衛生基準及び要求に合致していなければならない。

**第13条** 公共の場所の採光、照明及び騒音は、国の衛生基準及び要求に合致していなければならない。

公共の場所は、できる限り自然光を用いなければならない。自然光が不足するときは、公共の場所の経営者は、当該経営場所の規模に適合した照明設備を設置しなければならない。

公共の場所の経営者は、騒音を減らすための措置を講じなければならない。

**第14条** 公共の場所の経営者が顧客の使用に供する用品・用具は、衛生の安全を保証しなければならない。繰り返し使用することができる用品・用具は、客ごとに交換し、関係衛生基準及び要求に基づいて洗浄し、消毒し、及び清潔を保持しなければならない。使い捨ての用品・用具を再度使用してはならない。



**第 15 条** 公共の場所の経営者は、経営の規模及び種別に基づいて、洗浄、消毒、清潔保持及び洗面等の施設設備並びに公衆トイレを設置しなければならない。

公共の場所の経営者は、衛生施設設備保守制度を構築し、衛生施設設備の定期検査を行ってその正常な稼働を確保しなければならず、当該施設を無断で取り壊し、改造し、又は他に転用してはならない。公共の場所に設置されたトイレは、独立した通風排気施設を有し、清潔で異臭のない状態を保持しなければならない。

**第 16 条** 公共の場所の経営者は、蚊、蠅、ゴキブリ、鼠その他病気を媒介する生物を安全かつ有効に防除する施設設備及び廃棄物保管専用施設設備を設置しなければならず、また、関係施設設備の正常な使用を保証し、廃棄物を速やかに搬出しなければならない。

**第 17 条** 公共の場所の場所選定、設計及び内装は、国の関係基準及び規範に定める要求に合致していなければならない。

公共の場所の屋内内装工事の期間中は、営業をしてはならない。部分的な内装工事を行うときは、経営者は、有効な措置を講じて、内装工事区域以外の営業中の屋内の空気の質が必ず基準を満たすようにしなければならない。

**第 18 条** 屋内の公共の場所は、喫煙を禁止する。公共の場所の経営者は、喫煙の禁止を示すはっきりと目立つ警告及び標識を設置しなければならない。

屋外の公共の場所に設置される喫煙区域は、歩行者が必ず通らなければならない通路上にあってはならない。

公共の場所には、たばこの自動販売機を設

置してはならない。

公共の場所の経営者は、喫煙が健康に有害であることについて広報を行い、かつ、専任又は兼任の要員を置いて喫煙者に対する制止を行わなければならない。

**第 19 条** 公共の場所の経営者は、衛生基準及び規範に定める要求に基づいて、公共の場所の空気、微気候、水質、採光、照明、騒音及び顧客の利用に供する用品・用具等について、少なくとも年 1 回衛生検査を行わなければならない。検査結果が衛生基準及び規範に定める要求に合致しないときは、速やかにそれを改めなければならない。

公共の場所の経営者で検査能力を具備していないものは、当該検査を委託することができる。

公共の場所の経営者は、当該検査結果を目立つ位置に正しく表示しなければならない。

**第 20 条** 公共の場所の経営者は、公共の場所の健康被害事故緊急対応マニュアル又は同計画を策定し、公共の場所の各種衛生制度及び措置の実施状況を定期的に検査し、公衆の健康を害するおそれのある隠れた危険を速やかに除去しなければならない。

**第 21 条** 公共の場所で健康を害する事故が発生したときは、経営者は、直ちに処置を行い、被害の拡大を防止し、かつ、速やかに県級人民政府の衛生行政部門に報告しなければならない。

いかなる組織又は個人も、健康を害する事故について、隠蔽し、報告を遅らせ、若しくは虚偽の報告をしてはならず、又は他人にこれらの行為をさせてはならない。

### 第3章 衛生監督

**第22条** 国は、公共の場所に対し衛生許可証による管理を実施する。

公共の場所の経営者は、規定に基づいて県級以上の地方人民政府の衛生行政部門に衛生許可証を申請しなければならない。衛生許可証を取得していないものは、営業することができない。

公共の場所の衛生監督の具体的な範囲は、省、自治区又は直轄市の人民政府の衛生行政部門が公表する。

**第23条** 公共の場所の経営者で衛生許可証を申請するものは、次の各号に掲げる資料を提出しなければならない。

- (1) 衛生許可証申請書
- (2) 法定代表者又は責任者の身分証明書
- (3) 公共の場所の地図、平面図及び衛生施設の配置平面図
- (4) 公共の場所の衛生検査又は評価の報告
- (5) 公共の場所の衛生管理制度
- (6) 省、自治区又は直轄市の衛生行政部門が提出を求めるその他の資料

集中空調通風システムを使用するものは、当該システムの衛生検査又は評価の報告も提出しなければならない。

**第24条** 県級以上の地方人民政府の衛生行政部門は、公共の場所の衛生許可申請を受理した日から20日以内に、申請資料を審査し、及び現地を調査し、規定の条件に合致しているときは、公共の場所の衛生許可を与える決定を行わなければならない。規定の条件に合致しないときは、行政許可を与えない旨の決定を行い、かつ、その理由を書面で説明しなければならない。

**第25条** 公共の場所の衛生許可証は、通し番号、組織名称、法定代表者又は責任者、経営種別、経営場所の所在地、証明書交付機関、交付日及び有効期限を明記しなければならない。

公共の場所の衛生許可証の有効期限は4年とし、2年ごとに検認を行う。

公共の場所の衛生許可証は、経営場所の目立つ位置に掲示しなければならない。

**第26条** 公共の場所を新築、改築又は増築するときは、関係衛生基準及び要求に合致していなければならない。経営者は、関係規定に基づいて予防的衛生審査の手続を行わなければならない。

予防的衛生審査の手順及び具体的要求は、省、自治区又は直轄市の人民政府の衛生行政部門がこれを策定する。

**第27条** 公共の場所の経営者で組織名称、法定代表者又は責任者を変更するものは、証明書交付元の衛生行政部門において変更手続を行わなければならない。

公共の場所の経営者で経営種別又は経営場所の所在地を変更するものは、県級以上の地方人民政府の衛生行政部門において衛生許可証を再申請しなければならない。

公共の場所の経営者で衛生許可証の継続を求めるものは、衛生許可証の有効期限の30日前までに、証明書交付元の衛生行政部門に申請を提出しなければならない。

**第28条** 県級以上の人民政府の衛生行政部門は、公共の場所における健康を害する要因について監視及び分析を行い、法及び衛生基準を制定し並びに監督管理を実施するための科学的根拠を提供しなければならない。

県級以上の疾病予防規制機関は、衛生行政

部門が命じた当該監視任務を担当しなければならない。

**第 29 条** 県級以上の地方人民政府の衛生行政部門は、公共の場所の衛生監督について数値化による級別管理を実施し、公共の場所の自主的な衛生管理を促し、及び衛生監督の情報の透明性を高めなければならない。

**第 30 条** 県級以上の地方人民政府の衛生行政部門は、衛生監督の数値化した評価結果に基づいて公共の場所の衛生信用度等級及び日常的な監督頻度を決定しなければならない。

公共の場所の衛生信用度等級は、公共の場所の目立つ位置に掲示しなければならない。

**第 31 条** 県級以上の地方人民政府の衛生行政部門が公共の場所の監督検査を行うときは、関係衛生基準及び要求に基づいて現地での衛生状況の監視、サンプル採取、文書の閲覧・複写及び尋問等の方法によらなければならない。関係する組織又は個人は、これを拒絶し、又は隠蔽してはならない。

**第 32 条** 県級以上の人民政府の衛生行政部門は、公共の場所の衛生監督の抜打ち検査を強化し、かつ、その結果を公表しなければならない。

**第 33 条** 県級以上の地方人民政府の衛生行政部門は、健康を害する事故が発生した公共の場所に対し、法に基づいて場所の封鎖及び関係物品の封印等の臨時的な規制措置を講じることができる。

検査の後、汚染された場所及び物品については、これを消毒し、又は廃棄しなければならない。汚染されていない場所及び物品、又は消毒した後使用可能な物品については、規

制措置を解除しなければならない。

**第 34 条** 公共の場所の衛生検査、測定及び評価等の業務を行う技術サービス機関は、相応の専門技術能力を有し、衛生関係基準及び規範に定める要求に基づいて業務を行わなければならない。虚偽の検査、測定又は評価等の報告を行ってはならない。

技術サービス機関の専門技術能力は、省、自治区又は直轄市の人民政府の衛生行政部門が審査を行う。

#### 第 4 章 法的責任

**第 35 条** 公共の場所の衛生許可証を取得しないで無断で営業を行ったときは、県級以上の地方人民政府の衛生行政部門が期限までに是正するよう命じ、警告を行い、かつ、5 百元以上 5 千元以下の過料に処する。次の各号に掲げる状況のいずれかに該当するときは、5 千元以上 3 万元以下の過料に処する。

- (1) 無断営業により衛生行政部門の処罰を受けたことがあるとき。
- (2) 無断営業の期間が 3 か月以上であるとき。
- (3) 書換え、譲渡、転売又は偽造した衛生許可証により無断営業したとき。

有効な衛生許可証を書換え、譲渡し又は転売したときは、許可証発行元の衛生行政部門がこれを取り消す。

**第 36 条** 公共の場所の経営者が次の各号に掲げる状況のいずれかに該当するときは、県級以上の地方人民政府の衛生行政部門が期限までに是正するよう命じ、警告を行う。さらに、それに加えて 2 千元以下の過料に処することができる。期限を過ぎても是正されず、公共の場所の衛生品質が衛生に関する基準及び要求に合致しなくなっているときは、2 千元以

上2万元以下の過料に処する。情状が重いときは、法に基づいて業務停止を命じ、さらには衛生許可証を取り消すことができる。

- (1) 規定に従い公共の場所の空気、微気候、水質、採光、照明、騒音及び顧客の使用に供する用品・用具等の衛生検査を行わなかったとき。
- (2) 規定に従い顧客用品・用具の洗浄、消毒及び清潔保持を行わず、又は使い捨て用品・用具を再度使用したとき。

**第37条** 公共の場所の経営者が次の各号に掲げる状況のいずれかに該当するときは、県級以上の地方人民政府の衛生行政部門が期限までに是正するよう命じ、警告を行い、かつ、1千元以上1万元以下の過料に処する。監督を拒絶したときは、1万元以上3万元以下の過料に処する。情状が重いときは、法に基づいて業務停止を命じ、さらには衛生許可証を取り消すことができる。

- (1) 規定に従い衛生管理制度の構築、衛生管理部門の設立若しくは専任若しくは兼任の衛生管理要員の配置を行わず、又は衛生管理ファイルを構築しなかったとき。
- (2) 規定に従い従業者に対して衛生関係法律知識及び公共の場所の衛生知識に関する研修を行わず、又は衛生関係法律知識及び公共の場所の衛生知識に関する研修に合格していない従業者を当該職位に配置しているとき。
- (3) 規定に従いその経営の規模及び種別に見合った洗浄、消毒、清潔保持、洗面等の施設設備若しくは公衆トイレを設置せず、又は、これらの施設設備を無断で使用停止し、取り壊し、若しくは他に転用しているとき。
- (4) 規定に従い鼠、蚊、蠅、ゴキブリその他病気を媒介する生物を防除する施設設備及び廃棄物保管専用施設設備を設置せず、又

はこれらの施設設備を無断で使用停止し、若しくは取り壊したとき。

- (5) 規定に従い公衆衛生用品検査合格証明等の資料を請求しなかったとき。
- (6) 規定に従い公共の場所の新築・改築・増築のプロジェクトについて予防的衛生審査の手続を行わなかったとき。
- (7) 公共の場所の集中空調通風システムが衛生検査を経ないで又は評価が不合格のまま使用されているとき。
- (8) 規定に従い公共の場所の衛生許可証、衛生検査結果及び衛生信用度等級を掲示しなかったとき。
- (9) 規定に従い公共の場所の衛生許可証の検認手続を行わなかったとき。

**第38条** 公共の場所の経営者が有効な健康合格証明を取得していない従業者に顧客への直接サービスを行わせたときは、県級以上の地方人民政府の衛生行政部門が期限までに是正するよう命じ、警告を行い、かつ、5百元以上5千元以下の過料に処する。期限を過ぎても是正されなかったときは、5千元以上1万5千元以下の過料に処する。

**第39条** 公共の場所の経営者が健康を害する事故の発生に対し直ちに処置を行わず、その害を拡大させ、又は事実を隠し、報告を遅らせ、若しくは虚偽の報告をしたときは、県級以上の地方人民政府の衛生行政部門が5千元以上3万元以下の過料に処する。情状が重いときは、法に基づいて業務停止を命じ、さらには衛生許可証を取り消すことができる。犯罪を構成するときは、法に基づいて刑事責任を追及する。

**第40条** 公共の場所の経営者であって、他の衛生関係の法律及び行政法規の規定に違反

し、行政罰を加えるべきものは、衛生関係の法律及び行政法規の規定に基づいて処罰する。

**第 41 条** 県級以上の人民政府の衛生行政部門及びその職員であって、職務怠慢、職権濫用、賄賂收受があったときは、関係部門が当該組織の責任者、直接責任を負う主たる管理者その他の責任者に対し、法に基づいて行政処分を行う。犯罪を構成するときは、法に基づいて刑事責任を追及する。

## 第 5 章 附則

**第 42 条** この細則において次に掲げる用語の定義は、以下のとおりとする。

集中空調通風システムとは、室内又は閉じられた空間の空気の温度、湿度、清浄度及び気流速度等のパラメータを設定数値に到達させるために、空気の集中処理・通気・分流を

行う全ての設備、配管及びその附属品並びに計器等の総和をいう。

公共の場所の健康被害事故とは、公共の場所において伝染病の発生により、空気の質及び水質が衛生基準に合致していないことにより、又は用品・用具若しくは施設が汚染されていたことによりもたらされた公衆の健康を害する事故をいう。

**第 43 条** この細則は、2011 年 5 月 1 日から施行する。1991 年 3 月 11 日に衛生省が公布した「公共場所衛生管理条例实施细则」は、同時に廃止する。

### 出典

・「公共場所卫生管理条例实施细则」国务院法制办公室〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/bmgz/201103/20110300354273.shtml>〉

(おかむら しがこ)

# 公共の場所における禁煙を指導幹部が率先垂範することに関する通知

关于领导干部带头在公共场所禁烟有关事项的通知  
(中国共产党中央委员会办公厅及国务院办公厅的通知 2013年12月29日)

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子訳

我が国の「公共場所衛生管理条例实施细则」等は、公共の場所における喫煙禁止について明確な規定を設け、一部の部門及び地方においても、関係規則や地方法規を制定している。近年、各方面の共同の努力により、公共の場所における禁煙に関する施策は、明らかな進展をみた。しかし、公共の場所での喫煙という現象は今なお一般的であり、特に、少数の指導幹部の公共の場所における喫煙が、公共の環境と公衆の健康を害するのみならず、党・政府機関と指導幹部のイメージを損ない、好ましからざる影響を及ぼしていることに目を向けなければならない。公共の場所における喫煙の禁止及び規制に関する施策をより一層確実に行うために、中央指導部の同意を得て、公共の場所における禁煙を指導幹部が率先垂範することについて、次のとおり通知する。

一、各級指導幹部は、公共の場所における禁煙を率先垂範することの意義の重要性を十分に認識し、公共の場所における禁煙規定を模範的に遵守し、実際の行動によって手本となり、法制度の権威を意識的に守り、党・政府機関と指導幹部のイメージを意識的に守らなければならない。

二、各級指導幹部は、学校、病院、スポーツ施設、公共文化施設及び公共交通機関等の喫煙が禁止された公共の場所において喫煙してはならず、その他の喫煙禁止の標識のある公共の場所においては、喫煙しないことを率先垂範しなければならない。同時に、喫煙の禁止

及び規制に関する広報及び教育並びに指導を積極的に行い、公共の場所の経営者にはっきりと目立つ喫煙禁止の警告及び標識を設置するよう督促し、規則に違反して公共の場所で喫煙する者に対しては、直ちに喫煙をやめるよう説得し、又は制止しなければならない。

三、各級党・政府機関は、公務活動において喫煙することを固く禁止する。公務活動を請け負う機関は、たばこ製品を提供してはならず、公務活動に参加する者は、たばこを吸い、たばこを勧め、又は喫煙を促してはならない。厳格に監督管理を行い、公金をたばこ消費に関する支出に使用し又は名目を変えて使用することを固く禁止しなければならない。

四、各級党・政府機関をたばこの煙のない機関にしなければならない。機関内部は、たばこ製品の販売又は提供を禁止し、たばこ広告を禁止し、公共の事務スペースでの喫煙を禁止し、受付、会議室、廊下、食堂及びトイレには、はっきりと目立つ禁煙標識を掲示しなければならない。各級党・政府機関は、当該機関職員に対し喫煙規制の働きかけを行い、喫煙している職員が禁煙するのを奨励しなければならない。衛生及び広報の関係部門及び機関は、各方面の力を広く動員し、多様な形で喫煙の禁止及び規制に係る広報・教育活動を十分に展開し、喫煙の禁止及び規制の良好な雰囲気社会全体に醸成しなければならない。

五、各級指導幹部は、自主的に大衆及び世論に

よる監督を受けなければならない。各級党・政府機関は、監督検査を強化し、規定に違反して公共の場所において喫煙する指導幹部に対し、批判及び教育を行い、著しく悪い影響を及ぼす者は、規律及び法に基づいて厳正に処理しなければならない。

#### 出典

・「中共中央办公厅、国务院办公厅印发《关于领导干部带头在公共场所禁烟有关事项的通知》」中华人民共和国中央人民政府〈[http://www.gov.cn/zhengce/2013-12/29/content\\_2640100.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2013-12/29/content_2640100.htm)〉

(おかむら しがこ)

# 全国各級各類学校における禁煙関連事項に関する教育省の通知

教育部关于在全国各级各类学校禁烟有关事项的通知  
(2014年1月17日 教基一函〔2014〕1号)

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子訳

各省・自治区・直轄市教育庁（教委）、新疆生産建設兵団教育局、省所属各高等教育機関あて

喫煙は、健康に有害である。学校での喫煙は、広範な青少年学生が幼少時から良好な行動習慣を育成するのに不利であり、人間を教育し育てる清新な学校環境の構築をも損なう。学校における喫煙の禁止及び規制を強化することは、健康の向上という社会の気風を確立し、国民の健康水準を全面的に向上させるために、極めて重要な意義を有している。公共の場所における禁煙に関する中央の要求に基づき、教育機関系統の実情に合わせ、ここに、各級各類学校における禁煙関連事項について、次のとおり通知する。

## 一、小中高校及び幼稚園における喫煙の禁止

小中高校、中等職業学校及び幼稚園に立ち入る者は、いかなる者も、いかなる地点においても、又いかなる時間であっても、一律に喫煙が禁止される。校長は、学校における禁煙の第一責任者であり、率先垂範するのみならず、具体的な施策の実施、学校の管理強化及び禁煙措置の徹底に真剣に取り組まなければならない。校門付近の目立つ場所には、「たばこの煙のない学校」又は禁煙の標識を設置しなければならない。学校は、喫煙区域を設置せず、喫煙用具を配置せず、たばこ広告又はたばこの商品名を冠する学校及び校舎を出現させない。学校の売店は、たばこ製品を販売してはならない。学校の部外者が学校に立ち入るときの禁煙についての説明及び要請をしっかりと行わなければならない。

## 二、高等教育機関における喫煙規制の厳格化

高等教育機関の建物の中は、一律に喫煙を禁止し、喫煙室も設置してはならず、禁煙標識及び学校禁煙監督通報電話を目立つ位置に設置しなければならない。実情に応じて、屋外の露天区域に若干の喫煙区域を設置することができるが、その場合、はっきりと目立つ誘導標識及び「喫煙は健康に有害である」等の注意喚起標識を併せて設置しなければならない。喫煙区域の設置は、消防の要求に合致し、教師・学生の集中する場所及び必ず通らなければならない通路から遠く離れていなければならない。条件の整った学校は、煙探知器及び監視カメラ等の装置を設置し、喫煙に対する監視を強化し、相対的に独立した事務室又は実験室の中での喫煙を防止しなければならない。有効な措置を講じて、喫煙の習慣のある教師・学生に対し禁煙するよう励まし導く。

## 三、喫煙の害についての広報及び教育の強化

地方各級教育部門及び学校は、世界禁煙デー、新入生の入学等の重要な節目の時期を利用し、授業、講座、党及び団体の活動等を利用して禁煙教育を行わなければならない。喫煙の危険性を十分説明し、基本的な医学知識を普及し、たばこから離れることを広範な教職員及び学生の意識的な行動とし、喫煙者が競って禁煙する風潮をつくり、喫煙を制止し、受動喫煙を拒否し、禁煙の良好な雰囲気を共同で創り出す。



#### 四、禁煙対策の長期的に有効なメカニズムの構築

各地で実情に合わせて「たばこの煙のない学校」創設活動を幅広く展開し、監督検査体制を構築し、行政区域内の学校の禁煙対策に対する検査及び指導を強化し、禁煙対策の措置が不十分な学校に対しては、調査及び通報を行わなければならない。学校は、規則規程を整備し、禁煙関連事項を教職員及び学生の評価体系に組み入れなければならない。禁煙監督員を設置し、禁煙に関する日常的な巡回

監督を強化する。

教育省

2014年1月17日

#### 出典

・「教育部关于在全国各级各类学校禁烟有关事项的通知」中华人民共和国教育部〈[http://www.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/s5972/201401/xxgk\\_163289.html](http://www.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/s5972/201401/xxgk_163289.html)〉

(おかむら しがこ)

# 北京市の公共の場所の喫煙禁止に関する規定

北京市公共場所禁止吸烟の規定  
(1995年12月21日北京市第10期人民代表大会常務委員会第23回会議において可決)

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子訳

**第1条** 人民の身体の健康を保障し、公衆道徳を提唱し、喫煙のもたらす害を減少させるため、国の関係法の規定に基づき、本市の実情に合わせ、この規定を制定する。

はっきりとした標識のある喫煙室又は喫煙区域を設置することができる。法により別に定めのある喫煙禁止場所は、関係規定に基づいてそれを執行する。

**第2条** 本市の公共の場所の喫煙禁止対策は、「場所の制限、組織の責任、誘導の強化、厳格な管理」の原則により行うものとする。

**第4条** 官公庁、団体、企業、事業体は、実情に基づき、第3条に定めるもの以外の組織内の喫煙禁止場所を決定し、かつ、自らそれを管理することができる。たばこの煙のない組織づくりを奨励する。

**第3条** 本市の行政区域において喫煙を禁止する公共の場所は、次の各号に掲げるとおりとする。

**第5条** 社会全体が公共の場所の喫煙禁止対策を支持しなければならない。教育、文化、衛生、報道、広報等の部門は、喫煙が健康に有害であること及び公共の場所の喫煙禁止についての広報及び教育を行わなければならない。

- (1) 医療機関の患者待合区域、診療区域及び病室区域
- (2) 託児所、幼稚園
- (3) 小・中・高校
- (4) 前項に掲げるもの以外の各種の学校の、教育を行うための場所
- (5) 会議室
- (6) 映画館・劇場、音楽ホール、映写ホール(室)、体育館、展示館、博物館、美術館、図書館(室)、科学技術館、公文書館、少年宮<sup>(1)</sup>
- (7) 商店、金融業、郵政業及び電信業の営業場所
- (8) 公共交通機関の車内、待合室及び券売所
- (9) その他市人民政府が喫煙の禁止を決定した公共の場所

**第6条** 市及び区・県の愛国衛生運動委員会は、当該行政区域内の公共の場所の喫煙禁止対策を指導しなければならない。市及び区・県の愛国衛生運動委員会事務局は、当該行政区域内の公共の場所の喫煙禁止に対する監督管理に責任を負う。

**第7条** 喫煙が禁止された公共の場所を有する機関は、次の各号に掲げる職責を履行しなければならない。

この条第(3)項並びに第(6)項に定める喫煙を禁止する公共の場所及び第(8)項の待合室は、

- (1) 喫煙が禁止された公共の場所の管理責任制度を構築し整備すること。

(1) 「少年宮」とは小中学生のための課外活動施設をいう。

- (2) 喫煙が禁止された公共の場所には、はっきりとした統一の喫煙禁止標識を設置し、喫煙用具を置いてはならないこと。
- (3) 公共の場所における喫煙の禁止について広報及び教育を行うこと。
- (4) 喫煙が禁止された公共の場所の日常的な管理業務に責任を負うこと。喫煙が禁止された公共の場所を有する機関は、検査員を置かなければならない。

**第8条** 市民は、喫煙が禁止された公共の場所で喫煙する者に対し喫煙をやめるよう求める権利を有する。市民は、喫煙が禁止された公共の場所を有する機関に対しこの規定に定める職責を履行するよう求める権利を有し、かつ、市及び区・県の愛国衛生運動委員会事務局に対しこの規定に違反する行為を通報する権利を有する。

**第9条** 検査員は、当該組織内で喫煙が禁止された公共の場所における喫煙行為に対し制止を行わなければならない。制止を拒んで改めない者は、10元の過料に処する。検査員は、検査を行うとき、統一の証明書を提示しなければならない。処罰を行うときは、統一の印刷による過料領収書を発行しなければならない。

**第10条** 市及び区・県の愛国衛生運動委員会事務局は、喫煙が禁止された公共の場所を有する機関が第7条の規定に違反したとき、期限までには是正するよう警告を行う。期限を過

ぎても是正されなかったときは、1千元以上5千元以下の過料に処する。

**第11条** 市及び区・県の愛国衛生運動委員会事務局は、公共の場所での喫煙禁止対策において顕著な成績を上げた組織及びその職員に対し、表彰及び奨励を行う。

**第12条** 監督検査員が法に基づいて公務として行う違反及び治安の管理を拒絶し又は妨害する者は、「中華人民共和国治安管理処罰条例」に基づいて処罰する。

**第13条** 監督検査員は、公平にかつ礼儀をわきまえて法を執行しなければならない。職責を忠実に履行しない者に対しては、その所属機関又は上級主管機関が批判、教育又は行政処分を行う。

**第14条** この規定の具体的な適用に係る問題については、市人民政府がその解釈に責任を負う。

**第15条** この規定は、1996年5月15日から施行する。

#### 出典

・「北京市公共场所禁止吸烟的规定」首都之窗－北京市政务门户网站〈<http://zhengwu.beijing.gov.cn/fggz/bjdfgg/t889570.htm>〉

(おかむら しご)

# 北京市の公共の場所の喫煙禁止範囲に関する若干の規定

北京市公共场所禁止吸烟范围若干规定  
(2008年3月31日北京市人民政府令第204号公布 2008年5月1日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子訳

**第1条** 人民の身体を健康を保障し、公衆道徳を提唱し、喫煙のもたらす害を減少させるため、「北京市の公共の場所の喫煙禁止に関する規定」に基づき、本市の実情に合わせて、この規定を制定する。

- (1) 飲食、インターネット接続サービス等の経営場所のサービス提供区域
- (2) 公園、遊園地等の公共の場所
- (3) 航空機、列車、長距離バス等の公共交通機関の待合室

**第2条** 次の各号に掲げる公共の場所は、喫煙を禁止する。

- (1) 医療機関の屋内区域
- (2) 託児所、幼稚園
- (3) 小・中・高校、中等職業学校
- (4) 高等教育機関及びその他の教育・研修機関の、教育を行うための区域
- (5) 映画館・劇場、音楽ホール、展示館、博物館、美術館、図書館、科学技術館、公文書館、少年宮<sup>(1)</sup>、記念館等の教育・文化・芸術施設
- (6) 商業、金融業、郵政業及び電信業の営業場所
- (7) バス、タクシー、路面電車等の公共交通機関の車内及び券売所、屋内乗車場
- (8) 一般に開放されている文化財保護施設
- (9) 体育館、フィットネス施設
- (10) 運動場、競技場の競技区域及び観客席区域

**第3条** 次の各号に掲げる公共の場所は、喫煙室又は区切られた喫煙区域を設置し、喫煙室又は喫煙区域以外の区域での喫煙を禁止することができる。

**第4条** ホテル、旅館、宿泊所、研修センター、休暇村等の宿泊・休憩サービスを提供する経営場所は、規定に基づいて禁煙客室又は禁煙階を設置しなければならない。

**第5条** 官公庁、団体、企業、事業体における事務・会議等の職場及び食堂、通路、エレベーター、トイレ等当該組織内部の公共の場所は、喫煙を禁止する。

官公庁、団体、企業、事業体は、実情に基づき、前項に規定する場所以外に当該組織内部において喫煙を禁止する公共の場所を定め、かつ、その管理業務を行うことができる。

たばこの煙のない組織づくりを奨励する。

**第6条** この規定の第3条に基づいて喫煙室又は区切られた喫煙区域を設置するときは、次の各号に掲げる規定を遵守しなければならない。

- (1) 消防の安全に関する要求に合致していること。
- (2) はっきりとした標識を設置すること。
- (3) 禁煙室及び禁煙区域と隔てられていること。

(1) 「少年宮」とは小中学生のための課外活動施設をいう。

(4) 多くの人が集まる区域及び通行人が必ず通らなければならない主要通路から遠く離れていること。

**第7条** 喫煙室又は区切られた喫煙区域が設置された公共の場所を有する機関は、禁煙についての広報及び教育を強化し、有効な措置を講じて、喫煙室又は喫煙区域を段階的に廃止しなければならない。

**第8条** 喫煙が禁止された公共の場所を有する機関は、規定に基づいて喫煙が禁止された公共の場所にはっきりとした統一の喫煙禁止標識を設置し、喫煙が健康に有害であること及び公共の場所での喫煙禁止についての広報及び教育を強化し、かつ、公共の場所での喫煙行為に対して直ちに制止し、及び阻止しなければならない。

**第9条** 社会全体が公共の場所の喫煙禁止対策を支持しなければならない。

ラジオ、テレビ、新聞雑誌等のメディアは、多様な形式により、たばこの害、喫煙が健康に有害であること及び公共の場所での喫煙禁

止についての広報及び教育を展開し、たばこの煙のない環境の創出についての社会全体の意識を向上させなければならない。

**第10条** 喫煙が禁止された公共の場所を有する機関が「北京市の公共の場所の喫煙禁止に関する規定」及びこの規定に定められた職責を履行しないときは、市又は区・県の愛国衛生運動委員会事務局が「北京市の公共の場所の喫煙禁止に関する規定」に基づいて処理を行う。

市又は区・県の愛国衛生運動委員会事務局は、前項に規定する行政罰の実施を市又は区・県の衛生局に委託することができる。

**第11条** この規定は、2008年5月1日から施行する。

#### 出典

・「北京市公共场所禁止吸烟范围若干规定」首都之窗－北京市政务门户网站〈<http://zhengwu.beijing.gov.cn/fggz/zfgz/t947815.htm>〉

(おかむら しがこ)